

## 第27回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

1 日 時 令和元年12月17日(火) 午前10時35分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 協議事項

(1) 村上市議会会議規則第117条(委員外議員の発言)の扱いについて

(2) 関連質問等の扱いについて

(3) その他

4 その他

5 出席委員(11名)

1番	河村幸雄君	2番	板垣一徳君
3番	大滝久志君	4番	長谷川孝君
5番	佐藤重陽君	6番	鈴木好彦君
7番	川村敏晴君	8番	尾形修平君
9番	竹内喜代嗣君	10番	渡辺昌君
11番	平山耕君		

6 欠席委員(0名)

なし

7 委員外議員(2名)

小杉武仁君 山田勉君

8 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

9 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	内山治夫
副参事	鈴木涉

---

(午前10時35分)

委員長(平山耕君)開会を宣する。

### 協議事項(1) 村上市議会会議規則第117条(委員外議員の発言)の扱いについて

平山委員長 協議事項の(1)検討項目、村上市議会会議規則第117条(委員外議員の発言)の扱いについてを事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 局長 お手元の資料をご覧ください。1枚目の議会の会議規則の第117条(委員外議員の発言)の扱いについてである。これについては、前回の検討結果ということでその下に書いてあるが、117条の第2項を削除するというで前回決めていただいたものである。□の中は117条1項残して2項を削除した形で、なお、その下に関連して先例集の中の現行ということで77(委員外議員の発言)についてということで、この110条とあるが条ずれを訂正していなかったのは申し訳ない。117条と読み替えいただきたいと思う。

これが委員外議員の発言を認めるということの先例集であって、これについてもその下の（改正）ということで、ここを内容を削除するということであつた。その後、全国市議会議長会の講師に来てもらい全県の事務局職員研修会をこの村上で行ったときに委員外議員を呼ぶ委員会を開いたことがあるかということで、県下の事務局職員研修を行ったときの講師をお願いした全国市議会議長会の方からのお話があつて、そのときのお決めいただいた内容と違う部分が出てきたので改めてご検討をお願いしたいというものである。その下、検討とあるが、この会議規則の117条（委員外議員の発言）については、その人から意見を聴くために呼ぶというものであつて、説明を聞く必要があるので呼ぶ、案内をするものである。したがつて、委員外議員として招集しなければならないということだったので、そうするとこの第2項については、来ていただいた委員外議員からの発言の申し出があつた場合のことであつて、その場合に委員長が発言をさせるということを言っているものだというので解説があつたものである。であるので、その下の改正案ということで○が4つある。一つ目がこの会議規則の第117条の委員外議員の発言の第2項はそのままということにするということ。その下のほうで、先例77については、こちらは発言をさせないので削除するということ。関連になるが、その下で各委員会・分科会の配置図を作っているが、ここでは委員外議員という表記をしている。こちらは紛らわしい部分があるので、議員の傍聴席と改めたいと思う。それからその下、適用の開始についてはこちらは次回の令和2年の第1回定例会からとするということである、以上である。

平山委員長  
竹内喜代嗣

ただ今の発言について皆さんから質疑を求める。

この提案に異議はないが、議員傍聴席に改めるということだから委員長の許可を求めなくても傍聴に参加できるのか、それともやっぱり規則通り、今日は傍聴させてくれと委員長なり、事務局なりにお話をしてその委員会に出席するということなのか。

事務 局長

今まで議会事務局のほうで委員外議員の方に名簿を書いていただいていたのは、あれは招集はかけていないのだけれども出席はされていると。それでもって旅費をお支払いするという根拠として行っていたものである。なので議員の傍聴については自由だし、もうひとつ申し上げると委員会の中での配置だが、委員会を1つとってみても説明員として理事者が入る。その後ろのほうに一般傍聴こちらは委員長の許可になるが、一般傍聴についての席が本来は十分取ればいいが、そこに取れない。本来であればそちらが傍聴席となるわけだが、そうではなくて今までどおり、お座りになっている両側のその位置については、委員外議員という表記が紛らわしいので議員の傍聴席ということにしたらいかがかということである。

平山委員長  
鈴木 好彦

ほかにないか。

今局長から説明があつた議長会から来られた方の説明で、我々が理解していた内容とは違う意味を持っていたと。今後このまま第2項が残った場合、これをどこかで解釈する条文あつたよね。そこにでも載せて、間違つた解釈ができないようにするという考えというのは持っているか。

事務 局長

この先例の削除についても足跡が残るような形で考えて、このカッコで内容削除と載せてあるので、なんとかそういった形での説明事項を加えておくようなことにしたいと思う。

平山委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

尾形 修平

改正案の一番下に適用は来年の第1回定例会からということ、前回の検討会議の中

では本当は第4回の定例会から始めようということで、あの時点ではまとまったが、議会運営委員会のほうに議会改革調査研究特別委員会からその旨の提案が上がってこなかったためにできなかった。それは皆さんわかっていると思うが、第1回定例会から始めるということで、私賛成だが、その旨を全員協議会なり各会派で十分に議会改革調査研究特別委員会で審議した内容を説明していただきたいなど意見として言わせていただく。

事務 局長 今ほどお話しいただいた件で、事務局の案としては最終日の全員協議会があるが、そこでこの議会改革調査研究特別委員会でご決定いただいた今ほどの委員外議員の発言を削除するというをお伝えしたいと思うので、今ほどのことで進めていただければ前段議会運営委員会を開くことなく、全員協議会でご説明申し上げたいということであるので、その旨、皆さまのほうに周知をお願いしたいと思う。

平山委員長 この件については以上のとおりとする。

#### 協議事項(2) 関連質問等の扱いについて

平山委員長 次に協議事項の(2) 関連質問等の扱いについてを事務局から説明願う。

事務 局長 それでは、もう一枚の資料のほうをご覧ください。こちらについては、前回の協議の中で議長からもお話しいただいて、こちらを整理するというのであったので最後の検討ということである。これについてはもう一枚裏表の資料、議会の概要というものがあるが、これの裏面のほうの真ん中より下、(6) 開会中の所管事務調査ということも併せてご覧ください。戻っていただいて、資料のほうで議案となっていない案件もしくは関連質問とならない案件についての質疑についてどういうふうに対応するかということであるが、検討のところでは前回同様この村上市議会の会議規則第116条の(発言内容の制限)の第1項には、発言はすべて簡明にするものとして、議題外にわたり、又は範囲を超えてはならない。これが大前提としてあるということであるので、その下論点ということで、とは言ってもこの現在も関連質問については委員長の判断によってある程度可能として今運用しているわけであるので、ではということで明らかに関連質問の範疇と判断されない案件について質疑をどう扱うかということのものである。これについては、もう一枚の資料のほうをご覧ください。議会の概要の6のところの開会中の所管事務調査で読み上げるが、先例の74である。いつもの委員会では協議会のところで開会中の事務調査についてご検討いただいているわけであるが、これは開会中である。開会中の常任委員会所管事務調査の実施については、調査事項がある場合、委員は事前に所管常任委員長へ(定例会初日の2日前正午までに)申し出をし、初日の委員会で実施の可否を決定するということである。運用として、その下2行あるが、こちら委員長の裁量で、これを取り上げるとした場合には定例会初日散会后にこの常任委員会の協議会を開いていただいて、そこで調査事項を検討して決定するということがある。この開会中の所管事務調査で扱えないかということが1点、それからもう一つは、今ほど協議会というふうにあったが、通常行われる協議会の中で項目を設けて行ってはどうか。またそのときについては、事前に特に理事者の説明が必要な質疑事項であれば、前もって通告なり、委員長に申出をいただいてしてはどうか、それもここである通り例としては事前にとということ、初日の2日前までの常任委員長への申し出で行ってはどうかということの案である。以上である。

平山委員長 このことについて質疑を行う。何かあればどうぞ。

尾形 修平 初日の2日前までというのにこだわる理由というのは何かあるか。

- 事務 局長 何日前というものがこれ以外に見当たらなかったものだから、これによってはどうかという案である。ただ、この何日前というのは十分な理事者の準備ができる、このくらいであれば十分であろうという、それより短くてもいいのかもしれないが考えたところである。
- 尾形 修平 今回市民厚生常任委員会で長谷川委員から委員長に通告してという事例があったが、あれを長谷川さんが開会の2日前までということになると、そっちもかえって質問する側も容易でないかなと感じるが、その辺のことをやられた長谷川さんの意見としてどうか。
- 長谷川 孝 この件は前々から三田議長になんとか検討してもらえないかと話をしていたので、その辺も踏まえて今後やらしてもらえればというふうに思った。
- 三田 議長 以前から付託案件のみならず、当村上市議会は委員会制度をとっているのですが、この問題だけは委員会で協議しておかなければならないというような問題は大きいやったほうがいいのかということでも事務局からこういう提案をさせてもらった。その中でやっぱり通告でないとなかなか理事者側の答弁がかみ合わないというようなことで、この2日前がいいのか、1日前がいいのか、理事者の準備段階もしっかりしていたほうが議論が進みやすいというようなことで今回皆様方にお話をさせていただいた。各委員会付託案件だけでなく、この問題だけはやっておかなければならないというようなことをやるべきだということであるので、そのある程度通告制にして時間も若干もたせて理事者側との議論も進めたほうがいいのかということでご了解を願いたい。
- 事務 局長 資料の整理が悪くて申し訳なかったが、このお話いただいたのが最初長谷川委員からいただいた事例については、先の定例会の予算審議の中で山形沖の震災の関係の予算に関係するごみ処理の部分とかについては専決で終わっていて、その議題として一般会計補正予算としては、環境課のごみ処理に関係するものはまったくないということの状況だったわけで、これを質疑にかけると会議規則116条の議題外にわたりということで明確になってしまうと。それについては、関連質問にならないということだが、重要な案件であると、市が全力で取り組んでいる震災対応についての質疑が所管である常任委員会ができないのはいかなるものかということではじまりだったと思う。今回の定例会の中の質疑の中では、村上総合病院の関係する基金のことがあったので国保のほうでの質疑でなくても、この基金の中で病院の関係のことでの関連ということで、先に長谷川委員さんのほうから委員長に話があって、関連の質問ということではできたと思う。なので関連の質問と明らかにならない、この会議規則116条に抵触してしまうものについては、委員会の閉会後に行われる協議会の中で行えば、この会議規則には抵触しないと。ただ、協議会となると一般的には理事者が退室してしまうので、事前の申し出をもらって理事者側も十分資料を用意してそこで行ったらどうかと。今までもそういうふうな形で理事者側が報告をさせていただいている部分もあるのでそういったことで閉会中、開会中の調査までに至らなくてもやり方としては協議会で行う部分はどうかということの案である。
- 平山委員長 今の局長の説明に対してご意見あったらどうぞ。  
（「賛成」と呼ぶ者あり）
- 尾形 修平 賛成でこの委員会でもとまって、それでOKだが、運用に関してはいつから考えているか。
- 事務 局長 この問題も先の委員会発言と同じく理事者にも伝えないといけない部分があるので、ただ先のが、第1回定例会からということであるので同じように第1回の定例会

からされてはいかがと思う。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

- 平山委員長 このことについてはここで委員会で賛成して、運用については議会運営委員会で詳しいことは決めるということではいかがか。
- 板垣 一徳 今最終日に全員協議会で事務局長が全員に説明して、そういうふうにもっていきたいと。最終日の前という明日しかない。明日明後日しか。議会運営委員会開かなきゃないんですよ。
- 三田 議長 さっき言った委員外議員の件は、きっちり決定させていただいたので全員協議会で説明するということである。2段目の関連質問等々の問題は、やるやらないは決定していないのだけれども議会改革で決定を見たわけだ。皆さんが賛成ということである。その運用に関しては、例えば1日前がいいのか、2日前がいいのか、そういう詳細については議会運営委員会で審査してもらって後ほどやるということではさせていただければということである。全員協議会に対しても皆さんが賛成したということは、いわゆる協議会等々、付託案件だけでなく各常任委員会で審査をするということの旨は発表していただく。
- 板垣 一徳 施行日は令和2年第1回からするという議長の考えであれば十分間に合うと思うが、議会運営委員会で3月議会からやったほうが良いとなると、極めて混乱するようなことになるから、そういうようなことであれば間に合うんじゃないか。
- 平山委員長 この件については以上のとおりとする。

### 協議事項(3) その他

- 平山委員長 次に(3)その他について事務局から。
- 事務 局長 私の発言の訂正をお願いしたい。資料は用意していないが、先の議会改革調査研究特別委員会の中で7月16日である。その質疑の中、出席の委員いわゆる旅費の支給のことであったが、いわゆる政務活動費で視察調査等をする場合とか、政務活動費というのはその場面での協議の公務に当たるのかということの質疑をいただいた部分があった。そのときの私の答弁は、公務に当たると申し上げたが、議会としての公務には当たらないというのが正解である。いわゆる議会の用事として政務活動を行っているのではなくて、議員の皆様が申請によって行っているということであるので、はっきり申し上げるとそこでの公務災害等については対象にならない。いわゆる市議会で掛けている部分、市議会で共済で対象になる部分ではないんだという考えであるのでいわゆる議会の公務ではないということの扱いであるので訂正してお詫び申し上げる。
- 平山委員長 皆さん理解できたか。そういうことなので了承ください。その他なにか皆さんからあったらどうぞ。
- 長谷川 孝 一般質問のことで聞きたいが、今回2名の方が汐美荘と名前が出ていて、それで通告は実際はしているわけだね。通告した中身に関して私が感じたのは、議場でそういうふうな形で例えば議長の整理権か何かで答えられないような形になったのか、それともどういう手段で通告したということ自体の重さというのがあるわけだ、議員個人の。それに対して答弁がないということが今まで考えられなかったもので、その辺についてどういういきさつでそういうふうになったのかをちょっと教えていただきたい。
- 事務 局長 今ほどのご質問だが、通告をいただいた内容で理事者に質問を上げて、次に理事者のほうでその答弁の作成段階において、事務局のほうでもこれは新聞報道でもなされているものであって、なんら一般質問して差支えあるものではないということの

判断でもって上げていったものだが、これが理事者側で答弁の作成段階において、これは相手側のほうが公表していいという判断がなされているものではその時点ではないということの確認を理事者側でとったものである。そういうことであるので、そうすると新聞報道がなされていたとはいえ、相手側がこれを公表してもいいという承諾のないものを公の場である議会で行うことについて慎重に執り行ってもらえないかということでの理事者側からの話はあった。通告をいただいたものについても公表されているのでここまでは報道がなされているのでということの各お二人の文面に合ったものである。ここまではなんら問題あるわけでないので、ただこれを質疑していく中で細かくやっていると、そのことについてはお答えできないという答弁になるがということのお話は私のところにはあったものである。そういうことにおいて、それ以上に話が進んでいった場合に公表されていないものを地元議会でやっていくことについての今後の展開ということを考えてときにこれは慎重に扱おうということでの話を受けて各お二人の議員さんにその旨をお話して、お二人については答弁が1回市長からあったわけだが、それ以上については自分の判断で行うということ。結果としては、それ以上聞かないということになったわけだが、判断については各議員さんに事情を話ししてのお願いをしたということである。言葉足りなかったが、契約が終わらないということの状況もひとつ加えてあったところである。

長谷川 孝

それは事情がよくわかったがいいとして、私が言いたいのはこの部分なのかと言ったら、例えば通告した場合にそういうようないろいろなきさつの形で1回しか答弁もらえないというのがわかるのだったら、例えばの話、時間的な余裕がないのかは別にしても差し替えるとかそういう方法は取れないものかどうかというのが一番あれだ。せっかく調査して自分なりに再質問のことも考えてやっているのに対して、そういう出来ないという部分を踏まえた中で質問するのだったら例えば一般質問の期限の通告期間を私もいろいろ全国のを調べてみたら2週間もって、1週間のうちに通告の中身を議長、副議長、議会運営委員会の委員長と事務局長が精査した中で1週間ちょっとこの部分は差し替えて別の項目にしたほうがいいのではないかとかということも実際やっているところもあるので、その辺も踏まえてちょっと検討研究していただけないかなというふうに思っているのでもよろしく願います。

事務 局長

今おっしゃっていただいた通りである。実際今までの議会事務局と質問をする議員さんとのやり取りの中でもそういうやり取りを理事者側と確認をとった上で差し替え、もしくは訂正を行ったことは過去もある。なので、事務局側から願いますとすれば、できるだけ早めに一般質問出していただいて内容を精査していけば出来るが、今回のものについては最終段階でもって理事者側での判断が遅かったということも議会事務局としては思っている部分である。今ご提案のものについては従来のやり方でも対応はできると思うので、その部分でもご協力いただいて、できるだけ早めにいただいて、今後こういったことがないように進めていきたいと思うし、またもう1点、今回再質問ができないようにしたということのご質疑あったわけだが、再質疑ができるできないについては、こちらからしないようにしてくれと申し上げたのではなくて、どの範囲までであればこれは大丈夫ですよということとは事前にお二方とは話はしていた。ただ、どこでその質問をしないか、再質問をしないかということについてはご自身の判断だったかなと今回思っている。

尾形 修平

今の意見に関連してだが、今回固有名詞出して悪いが、嵩岡輝夫さんの一般質問の中で、関連質問とはいえ桑川の夕日会館の判例事例までも出した。あれが私は関連質問

の範疇を超えるんじゃないかというふうに聞いていて感じたわけだ。関連質問に関して、どこまで認めるのかということも当然、議場の運営に関しては議長の裁量になると思うが、その辺も含めてもうちょっと議員の一般質問のあり方も議会として勉強する機会があればなというふうには思った。

三田 議長 たしかに観光とはいえども、そこまでは問題あるなとは思ったが、原則論としては私はこの一般質問というのは非常に議員の権利というか、超える範囲は確かに私も後から止めるべきだったなということでもちょっと反省しているが、できるだけ一般質問の発言というのは広くできればということで今後精査して検討してまいりたいと思うのでよろしく願います。

平山委員長  
事務 局長 この件については以上のとおりとする。最後に次回委員会の開催日時を相談する。次回についても前回と同様、1月中の開催それから次回定例会の前の開催ということであるので毎月1回ということなので1月中を予定するが、今ちょっと具体的には決められなかったので正副委員長と相談しながら次回の日程については早めに皆様のほうにお示ししたいと思うのでよろしく願います。

平山委員長 なお、本日の委員会の結果については委員の皆様から各会派へご報告、そしてご協議くださるようお願いいたします。

---

委員長（平山 耕君）閉会を宣する。

（午前11時08分）